

火災警報

鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例第29条に基づき次の事項につき火の使用制限をおこないます。なお、火の使用制限に違反した者は、消防法により処罰される場合があります。

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと
- ② 煙火を消費しないこと
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した 区域内において喫煙をしないこと
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること
- ⑦ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと